

大阪市立大学生活科学部紀要・第47巻（1999）

## 松代藩の大坂蔵屋敷について

植松清志・谷 直樹

On the Kurayashiki of Matushiro Clan, Shinano Country

KIYOSI UEMATSU and NAOKI TANI

### 1 はじめに

江戸時代の大坂は、慶長期から廻米を始めた西国大名の年貢米市場として成立・発展するが、寛文11年（1671）に西廻航路が整備されると、多くの北国・奥羽諸藩も大坂に廻米を集中させ、大坂は全国市場としてさらに発達するとともに、米以外の物産も多く集まり、流通の中心として「天下の台所」の地位を確立した。そのため、全国各地の大名は、参勤交代における移動や、江戸での生活のための財源を確保するとともに、藩での経済活動のために、大坂に蔵屋敷を設けて多様な物産を販売した。

「諸大名蔵屋敷一覧」<sup>(1)</sup>によると、延享4年（1747）から天保6年（1835）の間に大坂に蔵屋敷を設けた大名の数は128にものぼる。その内訳は近畿が20、近畿以西が69、以東が39である。その分布を現代の地域区分でみると、東北地方19、関東地方14、中部地方8、東海地方8、近畿地方20、中国地方19、四国地方15、九州地方35で、まさに全国市場であることが分かる。このうち中部地方には、江戸時代の越前、越中、越後、加賀、美濃国が含まれているが、甲信地域が含まれていない。つまり、18世紀中期から19世紀前半まで、大坂には甲信地域諸藩の蔵屋敷は存在しなかったのである<sup>(2)</sup>。

本稿では、この地域に存在した松代藩が、幕末に大坂市場に参入し、蔵屋敷を設ける経緯をたどりながら<sup>(3)</sup>、同藩蔵屋敷の特質を考察するものである。

### 2. 松代藩の概要

松代藩<sup>(4)</sup>は、藩庁を信濃国松代に設けた城持ちの外様大名である。初期の藩主の変遷は激しいが、近世松代藩は、元和2年（1616）松平忠昌が常陸国下妻から入封したことによって成立した。同4年に松平忠昌が越後高田に転封され、酒井忠勝が入封、同8年出羽国鶴岡へと移り、上田より真田信之が10万石で入封した。その後10代約250年間にわたり、同地を領有した。歴代藩主のうち、7代

幸専・8代幸貫をそれぞれ彦根藩井伊家、白河藩松平家から迎えたことで、真田氏は譜代大名に準ぜられている。

藩領は10万石で、内高は約11万6千石、天保6年（1835）には最高の約12万4千石であった。松代藩の財政は、3代幸道の初めまでは比較的裕福であったが、明暦の大火で焼失した江戸城や日光山の手伝い普請、善光寺本堂再建などの課役で、初代信之の27万両という莫大な遺金を使い果たしたといわれる。さらに享保2年（1717）の松代大火、寛保2年（1742）の千曲川水害、弘化4年（1847）の善光寺大地震などで、藩債は10万両に達し、藩財政は破産の危機に瀕した。幕末には討幕派に与し、慶応4年（1868）には新政府方として戊辰戦争に参加した。10代藩主幸民の時に版籍を奉還し、明治4年（1871）の廢藩置県で松代県となり、同年長野県に吸収された。

### 3. 松代藩大坂蔵屋敷

1) 大坂市場への参入 同藩の大坂市場への参入は、「一嘉永二酉年正月七日 大坂白山彦五郎・炭屋孫七・塙津嘉門・金屋善兵衛御出入并御扶持被下之書付、京都御使者之者江相渡御用済之節江取計候様申渡之」<sup>(5)</sup>と、白山彦五郎以下の3名に出入りと扶持を下賜する書付けを京都の使者へ取り計らうようにと申し渡した嘉永2年（1849）頃と考えられる。しかし既述したように、18世紀中期から19世紀前半には128もの蔵屋敷があり、さらにはほぼ同数の用聞き商人がいた<sup>(6)</sup>ことを考慮すると、市場参入、蔵屋敷確保の双方に困難さが窺われる。

同藩は、まず安政元年（1854）に大坂の内平野町2丁目の懸屋敷（貸家、瓦町2丁目住の炭屋孝七所持、津国屋友七支配）に御用場を設けた。続いて文久3年（1863）には、網島町の懸屋敷（白山彦五郎所持、重兵衛支配）に御用場を開設した（図-1）。これら2ヶ所の御用場<sup>(7)</sup>に、松代藩の役人が詰めていることから、ここが大



図-1 松代藩御用場・蔵屋敷の位置  
〔新修大阪市史第10巻〕歴史地図「天保期の大坂三郷」に加筆)

★: 蔵屋敷  
★: 御用場(具体的な位置が不明なため、概略を示した)

坂における同藩の拠点であったことが分かる。同藩の御用場には藩の役人が詰めていることから、蔵屋敷と同様の機能を備えていたことが窺える。蔵屋敷に相当する「御用場」という名称はないが、5万石以下の大名の倉庫が「用所」<sup>(8)</sup>と称されていることを考慮すると、松代藩

は5万石以上の大名であるが、自藩の蔵屋敷ではなく、借家であったことから「御用場」と称したと推察される。

また御用場の出入り商人として、「(前略)炭屋・山家屋等始而御館入調談之節(後略)」<sup>(9)</sup>とあることから、炭屋と山家屋が同藩の館入であったことが分かる。炭屋が内平野町の懸屋敷の所有者とすれば、山家屋は網島町懸屋敷の所有者の白山彦五郎と判断される。館入とは、「金主」「銀方」「銀主」ともい、広義には蔵屋敷に出入りする町人の総称で、蔵元・掛屋・名代・用達を含む場合もあるが、一般には蔵屋敷に出入りし、「普請、婚家、飢饉」などのような臨時の金談に応ずるもので<sup>(10)</sup>、彼らも「(前略)是迄追々多分之調達金差出置候(後略)」<sup>(11)</sup>と、同藩の御用場の設置と運営に多大な貢献をしている。同藩の蔵元・掛屋などは不明であるが、嘉永2年に入りを許され扶持米を下された町人のうち、炭屋・山家屋以外の塩津嘉門、金屋善兵衛が、蔵元・掛屋などの蔵屋敷における御用を担当する商人であったと推察される。

2) 蔵屋敷地の購入 しかし同藩は、御用場を設置しながらも、蔵屋敷の設置をあきらめていなかった。慶應3年(1867)11月に、北浜1丁目に所在する屋敷地が建物付きで売りに出された。売り主は「他国持江洲八幡新町大文字屋徳蔵」であるが、実務は「当地代判瓦町壱丁目近江屋八左衛門」が担当したと推察される。敷地は、

東隣りは中筋、西隣りは八百屋町筋に面した「掛屋敷三ヶ所」(4役)で、以下のような規模であった<sup>(12)</sup>。

#### 壱役

一表口五間半壱尺

裏行東ニ而拾式間壱尺  
七寸五分

西ニ而拾三間

外ニ浜納屋地

間口五間七寸五分  
浜行式間半式尺七寸

#### 二役

一表口五間半壱尺

裏行東ニ而拾三間  
西ニ而拾三間半壱尺五寸

外ニ浜納屋地

間口五間七寸五分  
浜行式間半式尺七寸

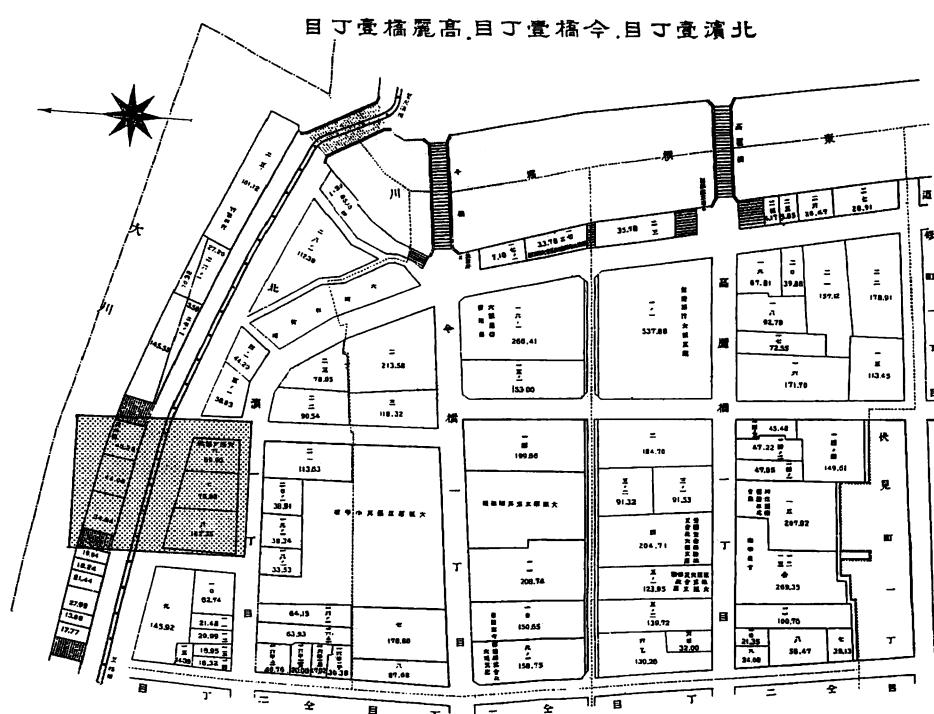


図-2 松代藩大坂蔵屋敷の位置 (アミかけ部分)

寸	
式役	
一表口六間半	
裏行拾三間半壹尺五寸	
裏幅五間半	
外ニ浜納屋地	
間口六間半、浜行式間半式尺七寸	
外ニ地尻ニ而	
東西五間半、南北東ニ而老間半三寸	
西ニ而三間壹尺　御預ヶ地	

屋敷地（図-1）は、東横堀川と淀川の合流点の西側に位置している。この土地は、地籍図（図-2）<sup>(13)</sup>によると、南北方向に3つに分筆されていることから、「掛屋敷三ヶ所」は分筆状況を示していると考えられる。

この土地を購入するのに、松代藩では本来なら「（前略）大坂御内用向之義者惣而御上坂之御奉行江万事御委任ニも罷成候義（後略）」<sup>(14)</sup>とあるように、すべて上坂の奉行へ委任することになっているが、売り主が急いでいたので、普段の手続きを取っているうちに、「（前略）北浜辺ハ船着之弁利も宜敷場所柄故、望人多分有之（後略）」<sup>(14)</sup>と、北浜の立地の有利さから他の者が購入することも十分考えられるため、長谷川三郎兵衛<sup>(15)</sup>の決断で留守居関田莊助が購入した。代銀は、「御藏屋敷地」が100貫目、「在来建家」が40貫目の計140貫目である。

屋敷購入後、名代江川庄左衛門は北浜1丁目年寄の紙屋金兵衛、組合・町人に対し、町内の定めに従って町役・公役などの負担を遵守することを約束し、水帳絵図の張紙を依頼する書状を提出している。同時に留守居関田莊助からも、同趣旨の書状が年寄と町中宛に出され、代印家守穂積屋與一からは詳細な役務を遵守する書状が出された。なお名代の江川庄左衛門は天満菅原町に居住しているため、北浜1丁目住の穂積屋與市が家守に就任しているが、與市は（図-3）によると、「大文字屋利右衛門所持家屋敷、大塩乱坊之節再建、此時ヨリ家守相成穂積屋與市（後略）」とあり、大塩焼け<sup>(16)</sup>に罹災した屋敷が再建されたときに家守に就任したことから、約30年にわたり同屋敷の家守を勤めてきたことが分かる。町中への手続きをすませた後、同年11月6日に東町奉行所へ、屋敷の購入、名代を江川庄左衛門に申し付けたこと、町中も承知の旨の届けを提出している。

正規の手続きを取らずに屋敷地を購入したのは、それだけ松代藩が蔵屋敷を求めていたこともあるが、屋敷地以外の町懸かりの費用なども「（前略）御在所表より御金出ニ罷成候義ニ者無御座、大坂表御返済金口々、其時之金相場ニ奇、御出方罷成候分を以御買上ニ罷成義ニ御

座候（後略）」<sup>(14)</sup>とあるように、国元の出金ではなく、大坂表において調達したもので、このことが事後承諾でも購入にむかわせたものと考えられる。

屋敷地購入について、「（前略）追而御伺可有之御積之処、其砌より御上御上京可被遊旨被仰出候ニ付、三郎兵衛殿ニも御上京有之、彼是御伺之義取調も行届兼罷在候内、不図昨早春伏見・鳥羽之事变差□、引続天下騒擾之際、右御伺等之義も彼是御延引罷成居候義ニ御座候」<sup>(14)</sup>と、長谷川三郎兵衛は事後承諾を得ようと「御上」の上京にあわせて上京するが、得られぬまま翌明治元年1月3日に鳥羽・伏見の戦いが始まった。「御上」の上京は、こうした京都の情勢によるものと考えられるが、同藩は新政府方として戊辰戦争に参加し、蔵屋敷の設置は一時中断される。

3) 蔵屋敷の設置 戊辰戦争は明治2年5月の箱館戦争で終結するが、松代藩蔵屋敷設置の動きはそれ以前に再開した。すなわち、慶応3年11月6日に東町奉行所に出した届けと同様のものを、明治元年12月2日に大阪府に提出し、さらに同年5月28日に「（前略）普請手始仕度ニ付、四方江標杭相立申候（後略）」<sup>(17)</sup>と届けているが、順調にはいかなかった。

館入 同藩館入の炭屋・山家屋が、幕末の動乱により明治元年来閉店しているため、両者に蔵屋敷普請の資金調達を頼むことができず、新たな館入を河内国御厨村<sup>(18)</sup>の豪農大東象五郎に依頼すべく、明治2年4月11日関田莊助は、内平野町御用場家守の津国屋友七と象五郎家出入りの者を同道して同人宅を訪問した。御用場の家守が同道するということは、友七は象五郎と顔見知りであることを思わせるし、また象五郎が商人仲間で知られる程の資産家であったと推察される。それは、「（前略）頃年会津候京都守護職御役知を賜り候節、右御厨村等御役知之内ニ相成、御領主之義ニ付無拠会津候御館入丈者御請仕、既ニ象五郎宅江一橋公・会津候等御立寄も御座候（後略）」<sup>(9)</sup>と、会津の館入を勤め、会津候や一橋候が訪れていることからも窺える。また同家は、明治元年に「（前略）天朝御料与相成、当節御館入屋敷ハ一軒も無御座候（後略）」<sup>(9)</sup>と、現在はどこの館入も勤めていない状況であった。関田は、象五郎が御用場を訪れた4月28日に、館入の依頼とともに、横浜同様に大坂において外国人相手に物産の販売などを行いたいので、この件についても種々相談にのって欲しいと申し出している。

象五郎は、5月1日に再び別家権右衛門・弟などを同道して御用場を訪れている。その際に、松代藩のことは「（前略）何分未た御家風をも承知不仕義ニ付、聊ニ而も手放し御用達候儀ふあんニ存し候哉之趣ニ而、詰り当地

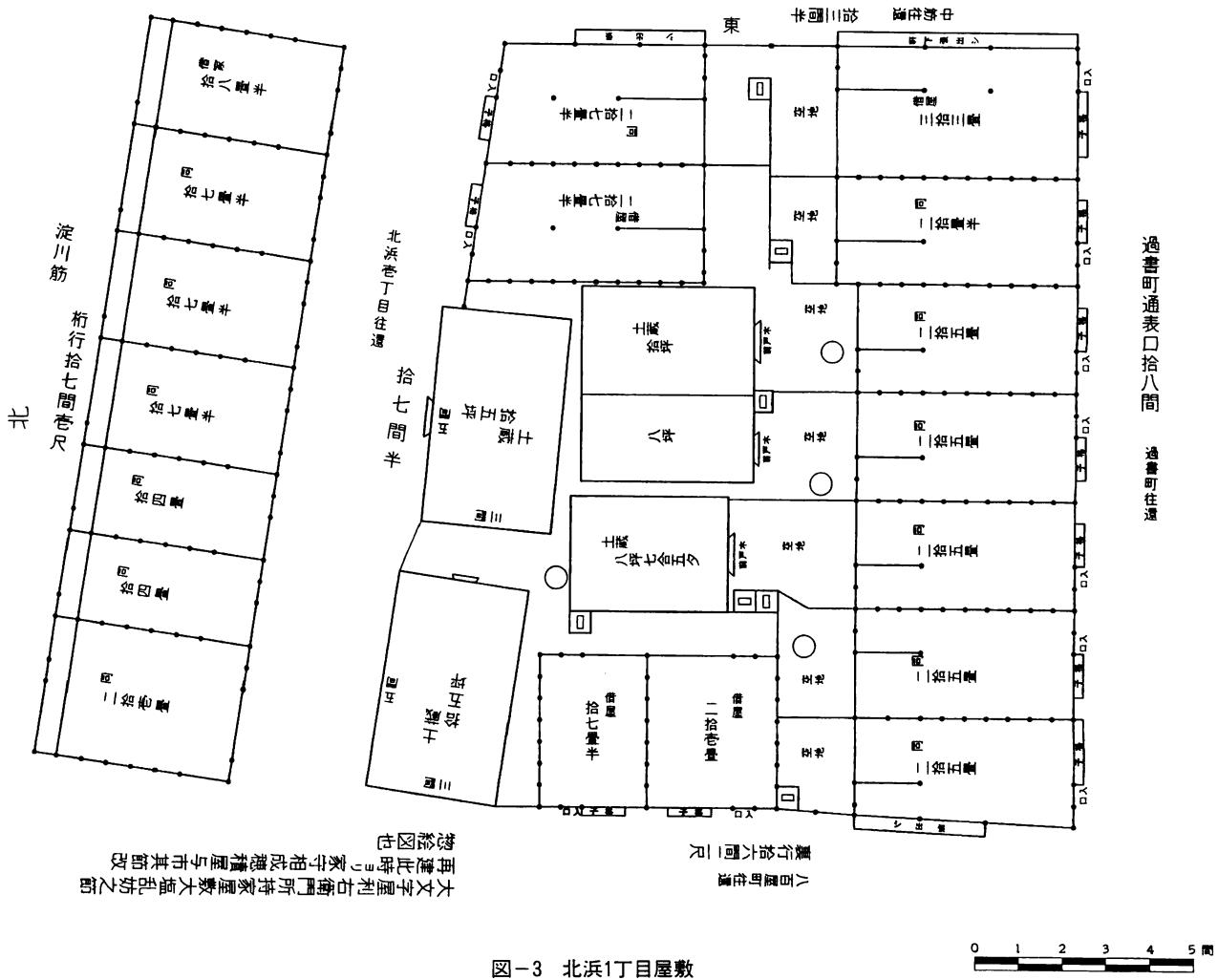


図-3 北浜1丁目屋敷

ニ而御蔵屋敷御取建ニも相成候ハヽ、右御屋敷を目的ニ仕、御普請御入料之内調達可仕旨申聞（後略）」<sup>(9)</sup>と、館入を請けるに当たっての不安を訴え、蔵屋敷でもあればそれを目的に普請費用を調達できると申し出た。関田はこれを幸いに、慶応3年に購入した北浜1丁目の敷地

を友七に案内させた。現地を見た象五郎は、「(前略)右場所者船陸共至而弁利宜敷場所柄之義ニ付、差向表御門壱ヶ所、御長屋浜手ニ壹棟新規御普請、其外土蔵三棟、御長屋壱棟、商人等御領分より荷物持参仕候節逗留為仕御長屋壱棟共、在来之借家を御模様替御修復等ニ而御用

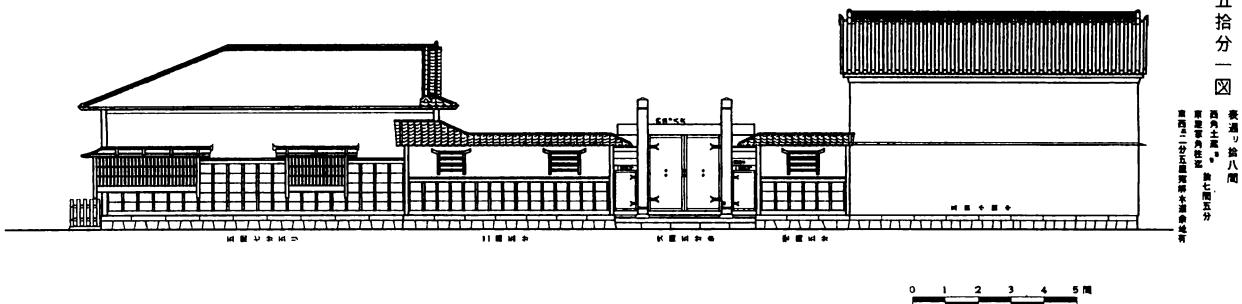


図-4 松代藩大坂藏屋敷立面図

立可申旨、右御普請御入料一式象五郎御引受調達可仕候間、早々御屋敷内借屋人共立退之義被仰渡御座候様仕度（後略）」<sup>(9)</sup>と、館入承知の内諾をするとともに、普請料調達の確約を行い、屋敷普請にあたり新築と修復の段取りを示し、早速普請にかかるため、借家人の立ち退きの要求までしている。このことから、象五郎は豪農でありますながら、普請などの土木・建築工事に精通していることが窺われる。

そして普請にあたり、「（前略）同人方（象五郎家：筆者註）江出入之大工江申渡、絵図面・仕様帳相仕立差出可申間、御家江出入之大工江茂積立之義被仰渡被成下、両様御見競之上御取極御座候様仕度（後略）」<sup>(9)</sup>と、象五郎出入りの大工に図面と仕様書を作成させるから、松代藩出入りの大工にも見積もらせ、競争入札の提案をしている。その後、図面・仕様帳を作成している時期に、象五郎の妹が病死するという不幸に見舞われ作業が遅れるが、6月には象五郎・権右衛門の連名で、館入の請け書が関田荘助宛に出され、図面・仕様書の完成を待つばかりとなる。

**設置の目的** なぜ松代藩は蔵屋敷の設置にこだわるのであろうか。明治2年6月に、関田荘助は蔵屋敷があると都合がよい事柄10ヶ条を掲げている<sup>(10)</sup>。それらは大きく、①在地商人の大坂における物産の販売などに関する事柄（2ヶ条）、②蔵屋敷の有無に対する藩の体裁などに関する事柄（5ヶ条）、③館入の調達金に関する事柄（1ヶ条）、④御用場の維持費・館入への返済などに関する事柄（2ヶ条）にまとめることができる。

条文の最も多い②には、蔵屋敷を設けることで藩が受ける利益や名誉などについて記されている。ここでは、蔵屋敷の建築と特に関係が深い①についてみておく。例えば、在所の商人が生糸などを大坂に出荷し、「（前略）荷主・手代共兩人当巳正月中上坂仕、夫ゝ相片付候上、四月中出立罷帰義ニ御座候処、右逗留中旅籠屋ニ罷在候故、諸入費も多分ニ相懸り、其上大金高之品取扱等万事不都合之義而已ニ御座候（後略）」<sup>(11)</sup>と、商人の長期滞在による経費の大きさと、大きな金額に対する不用心さに「（前略）当人共者勿論、於私茂始終心痛而已仕候義ニ御座候（後略）」<sup>(11)</sup>と、留守居の関田も多いに心配している。そこで蔵屋敷があれば、「（前略）荷物入置候蔵敷入料を始、商人逗留旅籠料等諸入夥敷相成、其上壳捌方駆引ニ至候而者、市中ニ旅宿仕居候与ハ弁利格別宜敷、万端ニ而者不容易御都合筋与奉存候（後略）」<sup>(11)</sup>と、北浜の立地のよさ、商人から宿泊料・蔵敷料が入ることもアピールしている。勿論、蔵屋敷に宿泊させることで、商人の安全性を確保したいとの気持ちが強いことは言う

までもないであろうが。また、類似の例として、在所の商人が領産の紬や杏仁などを持参したが、相場が合わず、その上長期の逗留で諸費用がかかり、安い値段で売りさばいて帰国した。このような場合には、「（前略）金主御蔵本ニ御座候得者、右様之節荷品売捌不申、為替金而已借用仕帰國罷成義ニ付、御領民救助者勿論、御領分商法御引立ニも罷成（後略）」<sup>(11)</sup>と、蔵屋敷があれば無理して安い相場で売らずとも、為替金を用立ててやれば領民の救いになるし、商法の引き立てにもなるとし、宿泊施設の外に金融業的な性格も考えていることが分かる。

蔵屋敷の普請の具体的な開始時期は不明であるが、大工による入札書の提出が7～8月であることから、早くとも9月以降であろう。同藩が購入した建物は、既述のように天保8年（1837）の大塩焼けに遭い再建されたもので、購入した時点で30年が経過しており相応の傷みがあったと考えられる。

**建設の方針** 蔵屋敷の建設にあたり松代藩は、象五郎による入札の提案に従っているが、その際の「仕様帳」が3冊残されている。それぞれの表紙に朱書きで、「壱 表門并門番所新規、門内供侍腰掛并左右扉新規、役所壱棟在来之建家一旦取崩古木を以取建并玄関新規、門外表通り左右駒除垣新規」、「二 浜手客座敷一棟新規、同所続キ物揚場石段新規」、「三 土蔵三棟修復、長屋式棟修復、土蔵壱棟取崩、長屋式棟取崩、普請中外圍并足代一式、屋敷内總体軒口懸樋一式」と記されていて、新築・修復の工事の概要が判明する。それによると、新規に建築されるのは、表門・門番所・供侍腰掛などで、そのために土蔵1棟が取り壊される。役所は、在来の建物を一旦取り壊し、古木を利用して再建するが玄関のみは新築である。浜手側、すなわち淀川に面して客座敷と荷揚場の石段を新築するために、長屋2棟が取り壊される。図-3によると、この長屋は7軒の続き平面であるが、桁行きが長いことから2棟として構成されていたことが分かる。さらに3棟の土蔵と2棟の長屋が修復される。

以上のことから、まず表門を含む役宅などを新築し、表通りにあたる「北浜壱丁目筋」に面する景観を整えることを目論んだのであろう（図-4）。「浜手客座敷」「荷揚場」の新築も、在所商人の滞在と着荷に対応するために新築される。蔵については修復し、長期滞在者のためにも長屋を修復する。

図-5によると、役所棟は東側に式台・玄関・次の間・座鋪が一列にならぶ構成で、玄関には床、奥の座敷には床・棚が設えられ、ここが役所空間と考えられる。この右側の土間・4畳・6畳・台所・風呂などで構成される空間が、役所空間に対する留守居の生活空間であろう。

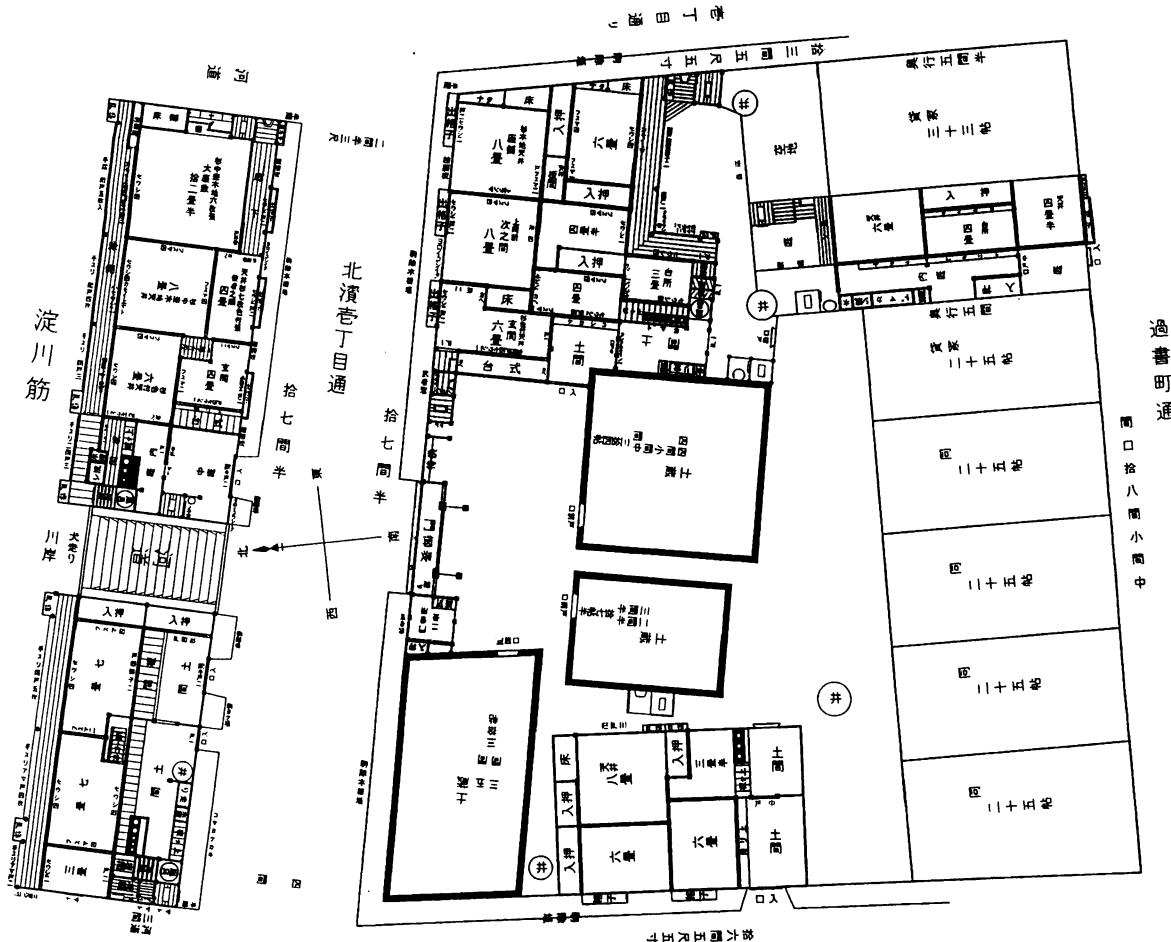


図-5 松代藩大坂藏屋敷平面図

浜手座敷は河道を挟んで東西に分かれ、2階建てであるが、西側部分の2階平面は不明である。その間取りは、東側は、入口に入った中庭に面して式台・玄関を備えており、最東奥の「大座敷」には床・棚が設えられている。西側と明らかに異なるのは、天井の仕上げ材が明記され、格式が付与されていることから、ここは藩やその他の重要な客に対する接待所であったと推察される。また西側は短期の商人の滞在所で、長期の滞在者には前記の長屋が用意された。

入札に関わった大工は、天満6丁目珠数屋元七（象五郎家出入り）、錦町2丁目<sup>(19)</sup>今井屋清兵衛（象五郎家出入り）、天満小嶋町八幡屋治右衛門、古屋喜平次<sup>(20)</sup>（長州抱之棟梁）の4名で、元七・清兵衛が象五郎家出入りの大工である。藏屋敷の普請に関わった大工については不明な点が多いが、古屋喜平次の「長州抱之棟梁」から、各藩では棟梁クラスの大工を抱えていたと推察される。また、天満在住の大工が河内国御厨村の出入り大工となっていることから、天満大工の活動の広さが窺えるとともに、江戸時代における入り込み細工が自由になる様子が窺えて興味深い<sup>(21)</sup>。

**家の動き** 幕末から明治初期の動乱期を経て、家の混乱が続くこの時期、蔵屋敷の普請に疑問をもつ意見もあり、家中でも結論が出せずに、東京詰めの者に意見を聞いている。

その1人高野広馬は、関田莊助の書面の通りならば、事前に伺いもしないで購入したのはふつかであるが、今更言っても仕方がない。しかし、「(前略) 今般御領地人民共御返上、改而御藩知事被蒙仰、是迄御領地ハ御支配ニ相成、産物之義者御取調御同ニ可相成御ケ条之品ニ在之、此未御取扱方等如何様之訳ニ可被仰出哉、方今朝廷之御模様も蹠與御分リ被成兼候場ニ而(後略)」<sup>(22)</sup>と、明治2年の6月から版籍奉還が始まり、旧藩主は藩知事に任命され、産物についても藩の自由にならず、さらには朝廷の様子も分からぬこの時期に蔵屋敷を設けるのは都合が悪いとしている。またかつて産物取り扱いに携わった玉川一学は、「(前略) 別段申上方無御座奉存候、何レニも当今之御時勢ニ候ハ、御断然と売払、又其模様ニ寄御蔵屋敷有之方御都合と申次第ニも押移リ候ハ、尚改而御買上ケ可然哉(後略)」<sup>(23)</sup>と、現状においては蔵屋敷不要論を唱えているが、家の評議の結論は出て

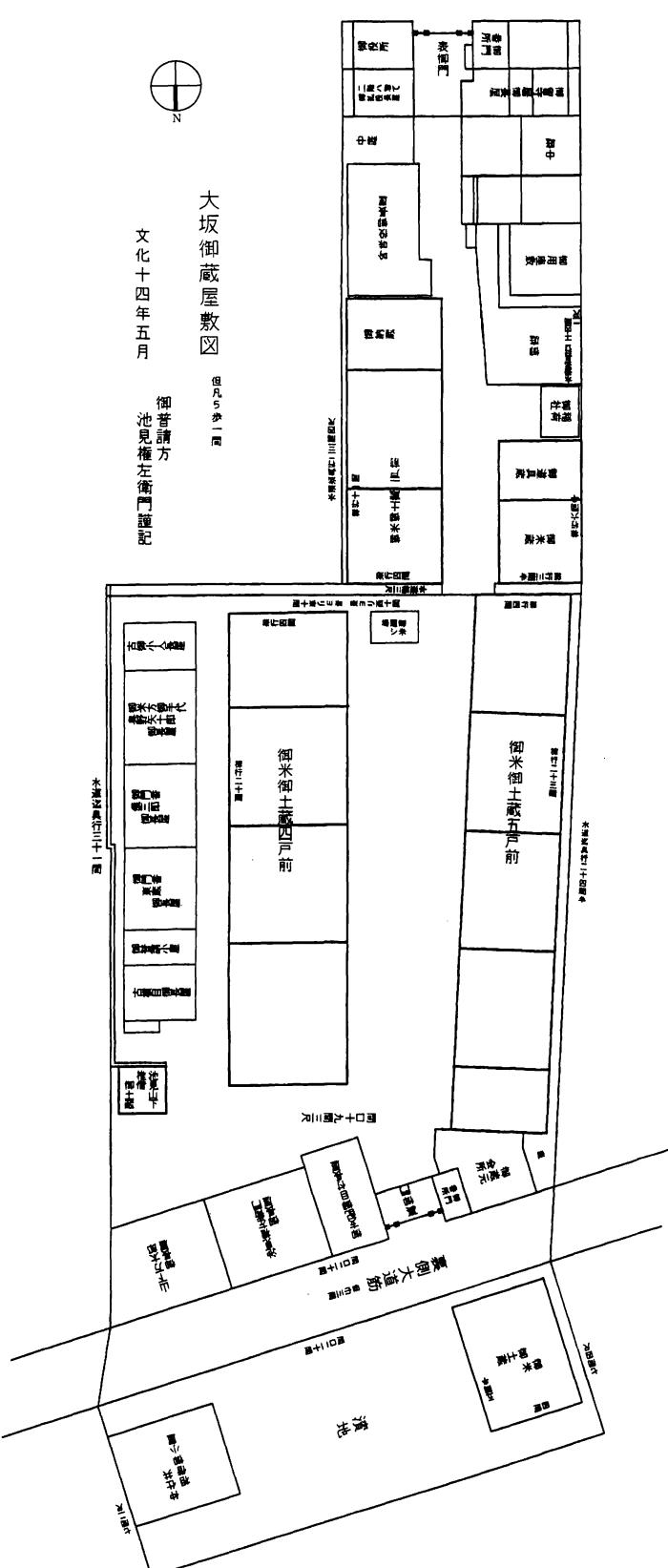


図-6 秋田藩大坂蔵屋敷平面図

いない。

高野広馬に再度蔵屋敷の普請について意見の具申があり、10月28日に「(前略) 関田莊助再申立之次第ニ付、御勝手元下御答申上之趣熟考仕候ニ、産物取扱方ニ付(中略) 私体其道不案内之者ニ而如何共申上様無御座(中略) 御勘定吟味御答申上候趣同意(後略)」<sup>(24)</sup>と、産物については不案内であるから、勘定吟味の意見に同意をしている。これによると、蔵屋敷建設の推進者は関田莊助であったことが窺える。

**建設の状況** 蔵屋敷の建設状況について、明治3年11月25日付けの書状で、関田恭蔵<sup>(25)</sup>は、水野清右衛門・酒井市治<sup>(26)</sup>にあてて、「(前略) 未た半分程之御出来ニ者御座候得共、御用場之方式ケ所ニ相成候而者何辺御入料ニも拘り、其上炭屋之方御不義理至極之場合ニ付、壳而御用場引払相戻候得者、先方都合ニも罷成候義ニ付、此度御用場引払之義并御蔵屋敷家守引替之義ニ付(後略)」

<sup>(27)</sup>と、蔵屋敷が半分ほどできたので、御用場と2ヶ所維持するには費用もかかるため、炭屋へ御用場を返すことや家守の交代についての伺いを出している。このことから、未完成部分は業務には差し障りがない場所であったと考えられる。さらに、炭屋の御用場はこの時点でも維持していたが、網島町の御用場はこれ以前に引き払っていることが窺われる。

以下、関田が伺った事柄を整理しておく。

4月から象五郎分家の権右衛門は、普請場に詰めきりで見回りや諸職人の監督などをしている。津国屋友七が権右衛門の手伝いを兼ねていたが、去年の冬以来病気のため、権右衛門1人ではとても対応しきれない状況であった。そこで、友七の代理を御用場出入りの大和屋藤七に勤めさせたところ、4月以来今日までよく勤め、普請の進捗もよくなり、その褒賞として蔵屋敷の長屋に住まわせ、蔵屋敷家守と御門番を申し付けたい。

5月10日には、慶応3年に蔵屋敷地を購入以来家守を勤めてきた穂積屋與市から、病気と多用を理由に退役願いが出され、後任を友七に任せたいので、與市に支払ってきた袴料の2両2分を友七に支払って欲しい。

御用場を炭屋に戻すと、御用場に居住している友七は住居を失い氣の毒なので、蔵屋敷の明き長屋へ住まわせたい。これまでの御用場の家賃や町内への懸かりなどは、同所を引き払えば軽減されるので聞きすまして欲しい。こうして、蔵屋敷の長屋には大和屋藤七と津国屋友七の2人が住むことになるが、これについて関田は、両人のみでなく蔵屋敷にも都合がよいとしている。しかし友七は、老齢と昨年の大病にて仕事が前のようにできないうえ、御用場守は働かなくてよいから、蔵屋敷の家守を勤

めるように申し渡していることから、長年の勤務に対する褒賞であった考えられる。なお、友七・藤七の蔵屋敷における長屋は、図-5の間取りが示された長屋であろうと推察される。

また病気の友七にかわり、大阪府への御用などは御用場出入りの津国屋平三が勤めてきた。同人は昨年出入りを仰せつけられた河内屋常吉の甥で、常吉からの借入金は平三が周旋している。このような実績を評価され、友七の病気は全快したとはいえ、老齢で仕事もできないが、長年勤めてきたので今更用達・蔵屋敷家守とも他へ申し付ければ氣の毒である。炭屋への義理もあり、用達の加役は平三にまかせたいとしている

#### 4. 松代藩大坂蔵屋敷の特徴

以上、松代藩の大坂蔵屋敷の設置の状況をみてきた。幕末に大坂市場に参入した同藩は、他藩のように大坂を蔵米の販売地とは考えず、横浜同様、外国との貿易地と捕らえていた。同藩は御用場を開設し、物産の販売活動を始めるが、自前の蔵屋敷の設置を強く望んでいた。その中心となるのが留守居役関田莊助である。関田は蔵屋敷建設を豪農大東象五郎に依頼する。象五郎は蔵屋敷建設を条件に館入を引き受けるが、蔵屋敷を担保と考えていたことは十分に予想される。関田は、同藩蔵屋敷に在地商人のための宿泊施設（座敷・長屋）を設け、商品を蔵で預かり、その宿泊料や蔵敷料を藩の収入とするなど、他藩の蔵屋敷とは全く違う蔵屋敷運営の方向性を模索している。他藩の蔵屋敷の設置の目的が、藩主の江戸住まいの生活費の捻出や藩の経済活動<sup>(28)</sup>であるとするなら、松代藩の蔵屋敷は、旅館業や貸倉庫業のような、近代産業の先駆ととらえることができよう。

他藩の蔵屋敷の例として、秋田藩の蔵屋敷を文化14年（1817）の指図（図-6）をもとにみてみたい。秋田藩蔵屋敷の敷地は約934坪で、敷地内には留守居長屋・御用座敷・吟味長屋・米蔵・藩士の住居などがある。米蔵は12棟約242坪の規模である。それに対し、松代藩蔵屋敷の敷地は約281坪（浜地約48坪を含む）で、敷地内には役所が1棟あるが、これに留守居住居も含まれている。また蔵は3棟あるがその規模は約41坪である。蔵の規模が小さいのは収納する品物が米ではなく、紬・生糸・杏仁などのため、この程度で対応できたのかも知れない。しかし、座敷と長屋は約140坪にもおよび敷地の約半分を占め、他藩の蔵屋敷との違いが明瞭である。

明治4年12月に大蔵省は、大阪府に対し蔵屋敷の官収の通達を出す。その後多くの蔵屋敷が倉庫会社に転用されたことを考えると、松代藩蔵屋敷の先見性は高く評価

される。なお、松代藩蔵屋敷の普請終焉から没収までの経緯は不明である。同藩蔵屋敷の建設に関わった人物の追求、仕様帳の分析とともに今後の検討課題としたい。

本研究にあたり、国立史料館では史料の閲覧などで多大のご高配を賜りました。末筆ながら記して厚くお礼申し上げます。

#### 註

- (1)『大阪編年史第26巻』所収（大阪市立中央図書館、昭和53年3月）
- (2)小規模・遠隔地の藩や回漕量が少ない場合には蔵屋敷を設げず、「用聞」の商人を定めて販売を委託している。『大阪府誌第1編』（思文閣、昭和45年4月復刻）によると、その数は延享4年で122とほぼ同数であるが、甲信地域としては、「甲府城番能勢因幡守」が確認されるのみである。
- (3)本稿で用いる史料は、『信濃国松代真田家文書目録（その5）』（国立史料館所蔵）に収録されている「真田家文書」中の、「大坂御蔵屋敷買入并普請評議書類」で、証文や書状（写）、評議書類（原本）、図面（原本）、仕様帳（原本）などで構成されている。書状には写しが多いが、図面類とともに、同藩蔵屋敷建設の経緯が窺える貴重な史料である。本稿では、これらの史料を用いて分析・考察を行う。
- (4)『藩史大事典第3巻』（雄山閣出版、平成元年7月）、『国史大辞典第3巻』（吉川弘文館、平成4年4月）
- (5)『松代藩府と記録』（国立史料館、1998年3月）
- (6)前掲（2）『大阪府誌第1編』
- (7)内平野町2丁目は、現中央区、網島町は現都島区に位置し、図-1に示すように、前者は東横堀川、後者は淀川に近く、ともに水運の便のよい場所である。
- (8)竹越與三郎『日本経済史第9巻』（平凡社、昭和10年8月、127頁）には、「（前略）五萬石以下の大名の有せし倉庫は、之を『用所』と称して、蔵屋敷とは呼ばず。然れどもその組織に於ては、蔵屋敷と異なる所なかりき」とある。
- (9)前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』所収「け320-戌」
- (10)宮本又次「大阪の蔵屋敷と蔵役人」（宮本又次編『大阪の研究第3巻』所収、清文堂、昭和44年4月）
- (11)前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』所収「け320-巳」

- (12) 前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』  
所収「け319-1」
- (13) 『大阪地籍図』（吉江集画堂、明治44年7月）
- (14) 前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』  
所収「け321-1」
- (15) この人物の詳細は不明。
- (16) 天保8年2月19日に天満の大塙平八郎宅から出火した火事。「大阪今昔三度の大火」によると、町数112、家数3389軒が焼失した。
- (17) 前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』  
所収「け320-丙」
- (18) 現東大阪市御厨（みくりや）。『大阪府の地名』（平凡社、1988年1月）によると、慶應元年から京都守護職領となっている。
- (19) 錦町2丁目の場所は不明である。
- (20) 古屋喜平次の居住地の記載はない。
- (21) 江戸時代の河内国における大工の入り込みについて  
ては、拙稿「河州古橋組における入り込みについて」（「大阪市立大学生活科学部紀要第40巻」1992年）参照。
- (22) 前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』  
所収「け321-4」
- (23) 前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』  
所収「け321-6」
- (24) 前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』  
所収「け321-13」
- (25) 前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』  
によると、関田庄助が明治2年9月28日に「恭蔵」に改名しているが、前後の経緯から「関田庄助」と「関田恭蔵」が同一人物の可能性がある。
- (26) 両者の詳細は不明。
- (27) 前掲（3）『信濃国松代真田家文書目録（その5）』  
所収「け379」
- (28) 拙稿「弘前藩の蔵屋敷について」（「大阪市立大学生活科学部紀要第46巻」1998年）

### Summary

The Matsushiro clan entered the Osaka market in 1849, and opened up "goyoba" in 1854 and 1863 to start the activities for selling merchandise. They purchased "yashiki" and its site located at Kitahama 1-chome in 1867, and started the preparations for constructing kurayashiki. The construction costs were financed by Shogoro Daito, who was a rich farmer in Mikuriya village(Kawachi Country).

Their construction policy was that some of the existing buildings were to be rebuilt and the others to be repaired. The most remarkable difference between this kurayashiki and ones of other clans lay in that the former provided fewer residence, offices and warehouses for the clan's officers, while it had more drawing rooms and row houses to provide accommodations for merchants from the home country; and that the warehouses were not used to store the clan's rice, but to put those merchants' products in. The Matsushiro clan used their kurayashiki for collecting rents and deposit charges in order to increase the revenue.